

組合だより

もり
森林

●発行/平成31年4月25日63号 ●発行責任者/佐伯広域森林組合 〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283-2 TEL 0972-54-3326

2019
Vol.63



宇目 蔵小野の桜

佐伯広域森林組合

「令和へ」



代表理事組合長
戸高 壽生

組合だより 発刊に当たって

戦後の昭和は拡大造林の時代でありました。先人が、地域一体となつて数ある品種の中からオビ杉の形質の良しと努力で広大な人工林を残してくれました。まさに先人の遺産があります。この基盤があつて平成の世は間伐期から森林の熟成期となり、「伐つて、使つて、

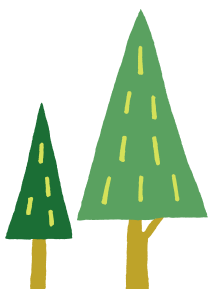
植えて育てる」時代へと進んでまいりました。いよいよ「令和」の新しい時代が始まり、平成の世も終わります。当組合は、平成2年3月に発足し、以来これまで30年近くの間平成の世を歩んでまいりました。顧みますと、かつて造林された広大な人工林は、間伐の最も必要な時期に木材価格が低迷し、森林所有者の経営意欲の減退の中で、遅れ馳せながらも間伐を推進してきた時代がありました。特にこの時期は、県内の半分以上の事業量を抱える水源林造成事業(旧

公団造林事業)に支えられながら、人工林の成長とともに小径木の加工事業、引き続き柱角取りの製材工場の導入、丸太をできるだけ高く売るための共販所の開設、プレカット加工事業などを中心に材に付加価値を付けることによる森林への還元を心がけ、多くの事業を推進することによって地域林業の発展に寄与してまいりました。さらに森林の熟成期を迎え、平成21年には当時の製材加工施設「宇目工場」を開設し、この工場を核にして「伐つて、使つて、植えて育てる」を目標に掲げ、地域の林業の特性を網羅し、未来につなげる

ために「佐伯型循環林業」を推進してまいりました。これが当組合の平成でありました。新しい時代「令和」は、これまで培った基礎の上に、私どもの目指す「木材の生産・公益的機能」の両面から、偏った林齢構成を平準化することによって伐つても伐りつくすことのない持続的な森林経営を究極の目標として掲げております。その手段としての「佐伯型循環林業」の前途には、成し遂げなければならぬ多くの課題が山積しています。この壁を、一歩一歩乗り越えることによって明るい展望が見えてまいります。そのための組織のさらなる強化、携わる人材の確

保と育成、再造林のもとなる苗木生産の確立、増加した丸太の集積機能の拡大、製材機能の保全確保、さらなる木材への付加価値化への挑戦、日進月歩の最新技術の導入などの課題に向かつて、しっかり先を読んで英知を集めて挑戦する時代、これが「令和」であります。

当組合挙げてさらに研鑽を重ね努力してまいります。皆様のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。



森林ボランティア開催



2月16日、第59回森林ボランティアをうめタウン近隣において開催いたしました。

開会式には田中利明佐伯市長、大友進一南部振興局長にもご出席を賜り、宇目緑豊小学校児童クラブをはじめとした、たくさんの子供たちがボランティア活動に参加してくれました。

今回のボランティアでは、公益財団法人日本さくらの会より寄贈された100本の宝くじ桜と、ソメイヨシノ合わせて240本を国道沿いの見晴らしのよい里山に植栽しました。美しい景観がひろがり桜の名所になる日が楽しみです。

次回のボランティアは秋に開催する予定です。たくさんのご参加お待ちしております。



今年度も「生涯健康県おおいた21推進協力事業所」の認定を受けました。
全職員の健康診断受診や受動喫煙防止など、健康増進への取り組みが評価され、今年で3年目です。これからも健康的な職場づくりに努めます。



昨年、エコアクション21認証取得しました！
当組合が環境負荷の軽減に取り組み職場として認められました。



平成30年度労働安全衛生大会の開催

平成30年11月30日に三余館大ホールにおいて平成30年度労働安全衛生大会が開催されました。役員をはじめ作業班員など総勢215名の参加者のもと、佐伯労働基準監督署、安藤安全衛生課長による「年末年始の無災害に向けて」、大分県南部振興局、伊藤農山漁村振興部長による「佐伯の森林（もり）」と水産業とのかかわり」、最後に大分県南部保健所、市原恭子さんと佐伯市健康増進課、小野美穂さんによる健康に関するご講演をいただきました。



田友喜氏、武田邦弘氏の5名に表彰状と記念品を贈呈しました。大会終了後は、割烹山城家で参加者の交流を深めるための懇親会を行いました。



平成30年12月11日本所会議室で大分県森林組合連合会・甲斐総務課長を講師に迎え、職員を対象にコンプライアンス研修会を行いました。不祥事防止とコンプライアンス意識の向上を目的とし、毎年積極的に研修に取り組んでいます。

コンプライアンス 研修会開催



下刈事業補助申請申込書



〈補助対象条件〉

1. 樹種 … スギ、ヒノキ、クヌギ、その他(有用広葉樹)
2. 林齢及び施業 … ①原則1年生～5年生迄の1回刈りのみ
②クヌギ萌芽林に於いては原則3年生迄
③原則全面刈施業すること
3. 面積及び条件 … 1反歩(0.10ha)以上で対象樹種が700本/ha以上あること

事業箇所			樹種	林齢	面積	実施方法
大字	字	地番				
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施

上記のとおり申請します。

年 月 日

※必ず下記〈注意事項〉を確認し、記入してください※

住 所

申請者氏名

印

電話番号

〈注意事項〉

1. 作業前と作業完了の写真が必要となりますので、各自で撮影し組合に提出してください。
写真がない場合は補助申請ができません。ご自身での撮影が困難な方は作業開始の10日前にご連絡ください。また作業完了時は速やかにご連絡ください。
2. 事業期間の目安は9月30日迄です。
3. 補助金交付後翌年度から起算して、5年以内に森林以外の用途への転用、あるいは補助対象木の全面伐採、除去等を行った場合、補助金の返還となります。十分注意してください。
4. 森林経営計画を樹立していない方は補助申請できない場合があります。

間伐事業補助申請申込書



〈事業対象条件〉

1. 樹種 … スギ、ヒノキ
2. 林齢及施業 … ①11年生から35年生で切捨をする山
②11年生から60年生で搬出をする山
3. 面積 … 1反歩(0.10ha)以上
4. 間伐率 … 20%以上～40%未満(10本中2本以上～4本未満の割合)

事業箇所				樹種	林齢	面積	切捨 搬出別	森林保険 の加入	実施方法 いずれかに○
市町村	大字	字	地番						
							切捨 搬出	する しない	組合委託 本人実施
							切捨 搬出	する しない	組合委託 本人実施
							切捨 搬出	する しない	組合委託 本人実施

上記のとおり申請します。

年 月 日

※必ず下記〈注意事項〉を確認し、記入してください※

住 所

申請者氏名

印

電話番号

〈注意事項〉

- 1.必ず選木をしてから伐倒をしてください。選木完了の写真がないと補助が受けられません。
- 2.作業前写真(選木した状況のわかるもの)、作業完了写真を各自で撮影し組合へ提出してください。写真がない場合は補助金申請ができません。ご自身での撮影が困難な方は作業開始の10日前までにご連絡ください。組合にて撮影に行きます。
- 3.補助金申請者名と材積出荷証明書類の名前を同一名にしてください。
- 4.搬出間伐の補助金申請は経営計画の団地単位で5ha以上の面積が必要になりますので、補助金申請が遅くなる場合があります。
- 5.過去5年間の間に補助金申請を実施した森林は補助対象外です。
- 6.普通林、保安林共に、事前に伐採届を提出し、許可を受けてから作業開始してください。
- 7.補助金交付後翌年度から起算して、5年以内に森林以外への用途への転用、あるいは補助対象木の全面伐採、除去等を行った場合、補助金の返還となります。十分注意してください。
- 8.森林経営計画を樹立していない方は補助申請できない場合があります。

※昨今台風災害、気象害等が増えていますので、万一の災害に備え森林保険の加入促進をしています。この事業を実施された山林におきましては森林保険に加入していただくようお願いします。森林保険の加入は自己負担となります。

宇目工場 木材乾燥機増設

この度、3月に平成30年度林業再生県産材利用促進事業を活用し、木材乾燥機(3基)と一部製材品の結束装置(2基)の増設を行いました。

今回導入した木材乾燥機は、主として羽柄材(間柱・タルキ等)の人工乾燥材の生産を目的としており、生産量を現状よりさらに年間約6,500m³引き上げ、本格的に収穫期を迎えた森林資源の持続的な利活用に取り組みでまいります。



組合員のみなさまへ

こんなときは、変更手続きが必要です!

よし!
森林組合に
行こう!



- 🍀 組合員が亡くなったとき
- 🍀 住所を変更したとき
- 🍀 組合員資格を譲渡するとき
- 🍀 組合員を脱退するとき

※姓が異なる相続の場合など、続柄が確認できる書類(戸籍謄本)の提出を求めています。手続きを行っていない場合、組合からのお知らせが出来ないなど組合員の皆様へご迷惑をおかけする事になりますので忘れずにお問い合わせください。そのほか組合員加入状況の確認、配当金について等、お気軽に本所・各支所へ問合せください。





佐伯広域森林組合

宇目共販所

大分県佐伯市宇目
大字南田原283番地2
TEL 0972-54-3633
FAX 0972-54-3328
★FAX締め切りは午前10時

佐伯広域森林組合

佐伯共販所

大分県佐伯市西浜
8-25番地
TEL 0972-22-4531
FAX 0972-22-0435
★毎開市は午後0時45分です

2019年 市日表

月	日	曜日	日	曜日
1月	初市 11日	金	23日	水
2月	8日	金	22日	金
3月	8日	金	22日	金
4月	8日	月	22日	月
5月	9日	木	22日	水
6月	7日	金	21日	金
7月	8日	月	22日	月
8月	8日	木	22日	木
9月	6日	金	20日	金
10月	8日	火	22日	火
11月	8日	金	22日	金
12月	6日	金	納市 19日	木

拠点一覧

名称	所在地	電話番号	FAX番号
本所	〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283番地2	0972-54-3326	0972-54-3328
佐伯支所	〒876-0813 佐伯市長島1-2-1(大分県佐伯総合庁舎内)	0972-22-1156	0972-22-9111
本匠支所	〒876-0213 佐伯市本匠大字堂の間1067番地1	0972-57-6003	0972-57-6081
直川支所	〒879-3101 佐伯市直川大字赤木2番地1	0972-58-2004	0972-58-2213
佐伯共販所	〒876-0822 佐伯市西浜8番25号	0972-22-4531	0972-22-0435
宇目共販所	〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283番地2	0972-54-3633	0972-54-3328
宇目工場	〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283番地2	0972-54-3930	0972-54-3022

